

神崎町水道よりお知らせ

最近、巧妙な手口であたかも水道課の職員を装ったり、水道課の指示のような口ぶりで、給水管の清掃や浄水器を売りつけたり、又給水管の検査を行うといった訪問販売が、全国的に相次いでおります。

神崎町水道事業では、お客様の給水管の清掃や汚れの検査、浄水器の販売、あっせん等は一切行っておりません。

また、給水管の検査においても、工事完了時以外行っておりません。

お客様におかれましては、このような商法に、十分ご注意頂けますようお願い申し上げます。

また、ご不審に思われた場合には、職員の身分証明証の提示を求めて頂くか、神崎町水道事業にお問い合わせください。

神崎町水道事業

電話 0 4 7 8 - 7 2 - 4 5 4 5

消費者センターに相談があった事例

・「**検査は無料です。**」と言って玄関に座り込み「水道を点検させてください。今、道具を持っているからついでです。」と言って帰らない。検査は、蛇口に布を広げて水を流した。「汚い水なので清掃したらいいですよ。」と言われ 3,000 円と聞こえたので、断りきれずにいると契約内容や金額が記載されていない契約書を見せられ「書いてください。」と言うので 3,000 円だと思ってサインした。しかし、請求額は、33,600 円だった。

・「給水管の清掃をする。」と言って男の人が訪問してきた。「何か赤いものが出ているからだ。」と言われた。役場の人だと思ったので清掃をしてもらった。料金は 32,000 円である。ところが役場や別の業者に尋ねてみると、給水管の清掃はする必要が無かったことが分かった。

・「**水質検査に来ました。**」と業者が来訪。役場から来たと思い込み、3,000 円と言われたので水質検査をしてもらった。水道の蛇口に袋を吊り下げて、薄茶色の水が溜まっていた。しばらくすると給水管の清掃代 50,000 円を請求された。高いと思ったが契約書にサインしてしまった。役場に給水管清掃について問い合わせたら、水道管を清掃する必要は無いと言われた。明日、集金に来ることになっているが払わなければならないか。